



登録番号	310
登録日	平成27年12月1日

名称	ヤマサハウス株式会社
代表者職・氏名	代表取締役 森 勇清
所在地	〒892-0836 鹿児島市錦江町1-4
電話	099-295-3910
ホームページアドレス	https://yamasahouse.co.jp/
業種	建設業
業務概要	<p>1948年に創業したヤマサハウス株式会社です。</p> <p>一般木造注文住宅の設計・施工、不動産分譲など幅広い分野で事業展開を続けてまいりました。</p> <p>創業当初は木材業を中心として成長を続け、これまで培ってきたノウハウを活かし、現在では「環境に配慮した住まいづくり」をコンセプトに、あらゆる方面から高い支持をいただいております。</p> <p>今後も地域密着の事業展開をめざし、「郷土が誇る企業をつくる」をテーマに、日々挑戦を続けてまいります。</p>
行動計画期間	令和2年9月1日 ～ 令和7年8月31日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業及び育児休業対象者へ休業1ヶ月前に休業中の社会保険制度の説明実施 ・妊娠中、産後復帰者への相談窓口担当者を選任し、社員へ通知する。 <p>目標2) 男性の子育て目的の休暇の取得促進</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度、男性育児休業対象者1名(休暇期間:6ヶ月) (その間の代替者の確保済、復帰時の支援) ・全労働者を対象に、育児休業への理解をしてもらえる資料を作成し、全労働者へ周知することで、育児休業を取りやすい環境を整備する。 <p>目標3) 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか1つ以上の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限 ◆3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 ◆フレックスタイム制度 ◆始業・就業時刻の繰り上げまたは繰り下げの制度 <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6歳未満の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 ・中学校就業の式に達するための子を教育する労働者の始業・就業時刻の繰り上げ又は繰り下げ制度(時差1時間)

	<p>目標4) 年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有休付与されている全労働者を対象に年5日有休取得促進をして、年度末に全労働者の有休5日取得実施済 ・今後、年次有給休暇の取得を年9日間目標とする <p>目標5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供。 トライアル雇用等を通じた雇い入れ 適正な募集・採用機会の確保 その他の雇用管理の改善又は職業訓練を推進する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップは職種別のコースを用意し、希望に応じて選択可能 ・1日～10日まで希望者の要望に合わせた多種多様なインターンシッププログラム設定 ・仕事理解、職種理解だけではなく、自己理解にも役立つようなワーク提供 ・キャリア採用でも正式雇用前に希望があればトライアル就業を行い、ミスマッチの防止
<p>こんな両立支援に取り組んでいます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■相談窓口の設置 グループ会社である山佐ホールディングス株式会社総務部に担当者を選任して、社員からの相談を随時受け付けています。 ■年次有給休暇の取得の促進 年次有給休暇の年間取得日数を9日以上にする。 経営会議において推進を呼びかけていきます。 ■インターンシップの受け入れ 学校、関係団体からの依頼を積極的に受け入れ、若年者の就業体験の機会創出に寄与しています。